

介護保険サービスを利用するには

身体上の理由などで、日常生活に介護が必要となり、介護保険サービスを利用するには要介護認定が必要です。

要介護認定申請

申請場所

長寿課介護保険係

申請に必要なもの

▼要介護・要支援認定申請書(長寿課で配布。ホームページからもダウンロード可)

▼40～64歳のかたは、医療保険証

▼65歳以上のかたは、介護保険証

訪問調査

市の調査員などが心身の状況について、国で定められた74項目を調査

主治医の意見書

申請書に記載された主治医に、市が意見書の作成を依頼

一次判定

訪問調査の結果、主治医の意見書をもとに、コンピューター判定で要介護状態区分を導き出す

二次判定

訪問調査の聞き取り内容、主治医の意見書、一次判定結果を踏まえ、医療・保健・福祉の専門家による介護認定審査会で審査・判定

介護(予防)サービスの選択

居宅サービスを希望する場合

①要支援1・2

保健福祉センター内地域包括支援センター(TEL.55-0654)へ連絡

②要介護1～5

居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員(ケアマネジャー)に介護サービス計画の作成を依頼。依頼事業者が決まったら「居宅サービス計画作成依頼届出書」を長寿課に提出

施設サービスを希望する場合

原則、要介護3以上のかたが対象。施設へ直接

要介護認定

要支援1・2

介護予防サービス、総合事業を利用可

要介護1～5

介護サービスを利用可

非該当(自立)

「基本チェックリスト」で生活機能の状態を調べ、生活機能の低下がみられる場合は総合事業を利用可

申請・問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 TEL.76-8144

児童手当現況届の提出をお忘れなく

児童手当の支給を受けているかたは、6月1日現在の児童の養育状況や年金の加入状況などを報告していただき、引き続き支給対象となるかを確認するため、現況届(6月上旬に受給者へ送付)の提出が必要です。提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

対象者 中学校卒業(満15歳以後の最初の3月31日)までの子を養育しているかた

年齢区分	1人当たりの手当額*(月額)	
0～3歳未満(3歳を迎える誕生日分まで)	15,000円	
3歳～小学生(小学校卒業の3月分まで)	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生(中学校卒業の3月分まで)	10,000円	

※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童の年齢などに関係なく1人当たり月額5,000円を支給



提出書類	▼児童手当・特例給付現況届 ▼受給者本人の健康保険証の写し ▼平成29年度児童手当用所得証明書(1月2日以降に転入したかたのみ) ※その他書類が必要になる場合あり
提出方法	6月30日(金)までに郵送(消印有効)か直接。郵送の場合は、同封の返信用封筒に切手を貼り、必要書類を添えて返送

その他 2～5月分までの児童手当は6月9日(金)に指定口座に振り込みますので確認してください。

提出・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 TEL.76-8149